

議員提出第14号議案

足立区における区民施設の廃止、統合及び売却に関する住民投票
条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第
13条の規定により提出する。

平成18年12月1日

提出者

足立区議会議員	針	谷	みきお
同	鈴	木	けんいち
同	ぬ	か	が
同	大	島	芳江
同	伊	藤	和彦
同	渡	辺	修次
同	鈴	木	秀三郎
同	橋	本	ミチ子
同	さ	と	う
同	三	好	すみお
同	松	尾	かつや

足立区議会議長　　しのはら　守　宏　様

(提案理由)

足立区自治基本条例第11条の規定に基づき、区政の重要事項につい
て、区民の意思を直接確認する必要があるため、本案を提出する。

足立区における区民施設の廃止、統合及び売却に関する住民投票 条例

(目的)

第1条 この条例は、足立区における区民施設（学校、地域学習センター、住区センター等をいい、区民保養所等の区外施設を含むものとする。以下同じ。）の廃止、統合及び売却に関して、区民の意思を把握し、区行政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(区民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、区民施設の廃止、統合及び売却に関する区民による投票（以下「区民投票」という。）を行う。

2 区民投票は、区民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(区民投票の実施及び措置)

第3条 区民投票は、区長が実施する。

2 区長は、地方自治の本旨に基づき、区民投票における有効投票の賛否いずれか過半数の意思を尊重しなければならない。

(区民投票の執行)

第4条 区民投票は、区長が執行する。

(区民投票の期日)

第5条 区民投票の期日（以下「投票日」という。）は日曜日とし、区長は投票日の10日前までに告示しなければならない。

(情報提供)

第6条 区長は、区民投票を行う者の参考に資するため、区民施設の廃止、統合及び売却に関する必要な情報を、区の広報およびホームページ等により、区民に対し積極的に提供しなければならない。

(投票資格者)

第7条 区民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」

という。)は、投票日において足立区に住所を有する者であって、前条に規定する告示の日(以下「告示日」という。)において足立区の選挙人名簿(以下この条において「選挙人名簿」という。)に登録されている者及び告示日の前日において選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。

(投票資格者名簿)

第8条 区長は、投票資格者について、区民投票資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)を作成しなければならない。

(秘密投票)

第9条 区民投票は、秘密投票とする。

(一人一票)

第10条 投票は、一人一票とする。

(投票場所における投票)

第11条 投票資格者は、投票日において自ら区民投票を行う場所(以下「投票場所」という。)に行き、資格者名簿又はその抄本の対照等の手続を経て、投票しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、身体の故障等の理由により、自ら投票用紙に○又は×の記号を記載することのできない投票資格者は、規則で定めるところにより投票することができる。

(投票の方式)

第12条 投票資格者は、区民施設の廃止、統合及び売却に賛成するときは投票用紙の投票欄に○の記号を、反対するときは投票用紙の投票欄に×の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

(投票の効力の決定)

第13条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に違反しない限り、その投票をした者の意思が明白であれば、当該投票を有効とする。

(無効投票)

第14条 区民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、

無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
- (2) ○及び×の記号のいずれも投票用紙の投票欄に記載したもの
- (3) ○又は×以外の事項を投票用紙の投票欄に記載したもの
(投票結果の告示等)

第15条 区長は、区民投票の結果が判明したときは、速やかにこれを区の広報に掲載することにより告示するとともに、区議会議長に通知しなければならない。

(投票運動)

第16条 区民投票に関する運動は、自由とする。ただし、区民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(投票および開票)

第17条 投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他区民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、同法施行令（昭和25年政令第89号）及び同法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の例によるものとする。

(関連行政事務の取扱い)

第18条 この条例の施行後、区民投票の開票結果の確定までの間、区民施設の廃止、統合及び売却に係る行政事務は停止する。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

2 前項の規則は、この条例の施行の日から30日以内に制定しなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。